

ポストセパレーションアビューズ および 共同親権法案に関する 実態調査

2024年5月13日

ちょっと待って共同親権 プロジェクト
「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会

実施概要

ポストセパレーションアビュース(別居・離婚後のDV・虐待・嫌がらせ等)の実態、および、共同親権法案への認知・理解の状況把握を目的に実施

調査手法	インターネットリサーチ
調査地域	全国
調査対象	30~49歳の男女 ※別居・離婚経験者で、(元)配偶者との間に15歳以下の子どもがいる方
調査期間	2024年5月8日~5月10日
有効回答数	1,000人(男性500人 女性500人で割り付け)
調査実施	株式会社クロス・マーケティング
調査主体	ちょっと待って共同親権プロジェクト 「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会

サマリ

1. 別居・破綻の原因

- DV・虐待にあたる選択肢を選んだ回答者は全体の40.2%であった。
- また、「話し合いができない」は23.6%、「子どもへの悪影響」は15.7%であった（複数回答・3つまで）。婚姻中の時点から、子どもについての共同決定が困難だったことが推察される。

2. ポストセパレーションアビュースの実態

- 別居・離婚経験者1,000人のうち、58.2%にあたる582人がポストセパレーションアビュースに遭っている。
- 582人のうち、子の面前でもポストセパレーションアビュースを経験したと回答した人は431人(74.1%)と高い水準であった。

3. 共同親権法案についての認知・理解

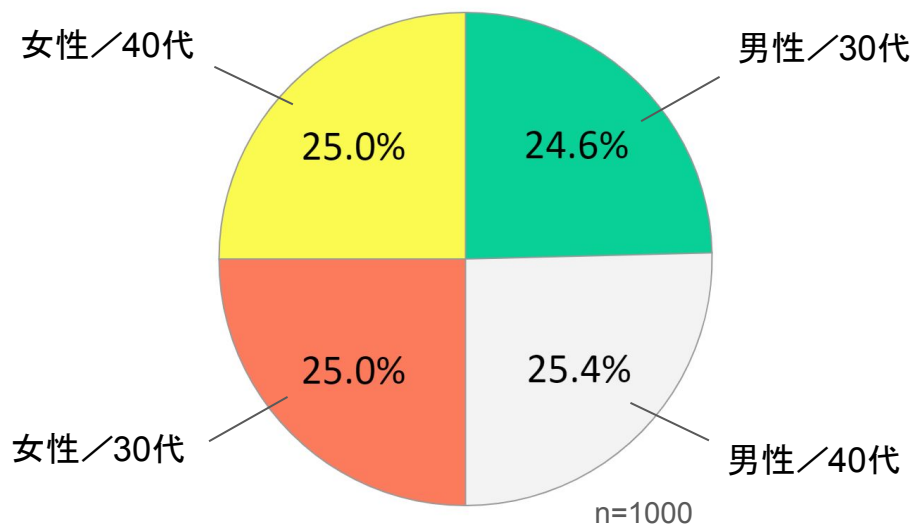
- 当事者ですら共同親権法案の認知・理解度は低く、「知らなかった」33.0%、「内容はよくわからない」21.3%を合わせ過半数であった。
- 自由記述を分類したところ、「期待」はわずか7.2%にとどまる一方で、「不安・否定」が37.6%であり、「不安が期待の約5倍」であった。

回答者のプロフィール

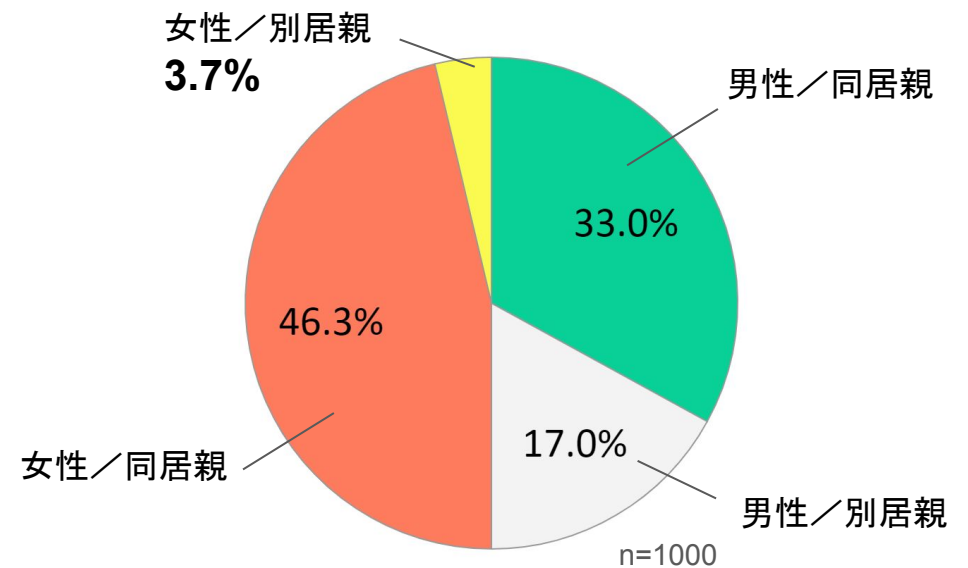
男性500人・女性500人で均等に割り付け、男女とも30代・40代からほぼ均等に回答を得た。

回答者の内訳は、男性／同居親33.0%、男性／別居親17.0%、女性／同居親46.3%、女性／別居親3.7%であった。

性別／年代



性別／別居親・同居親

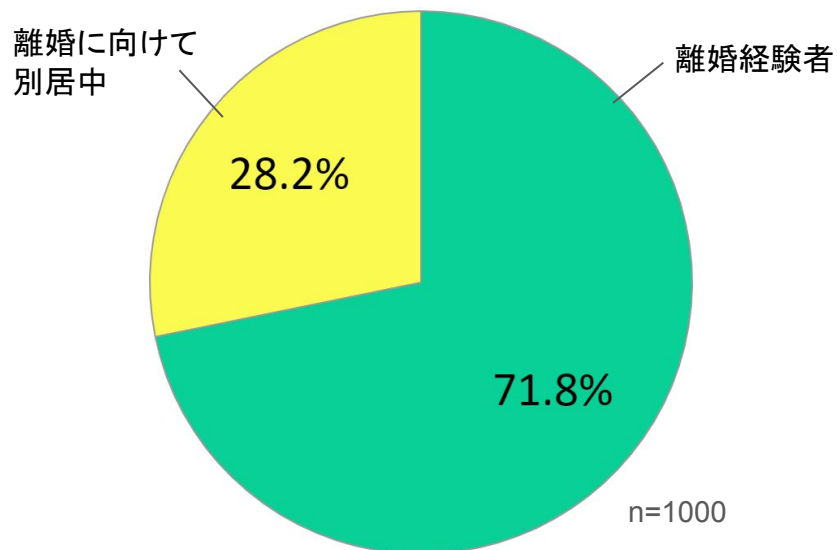


回答者のプロフィール

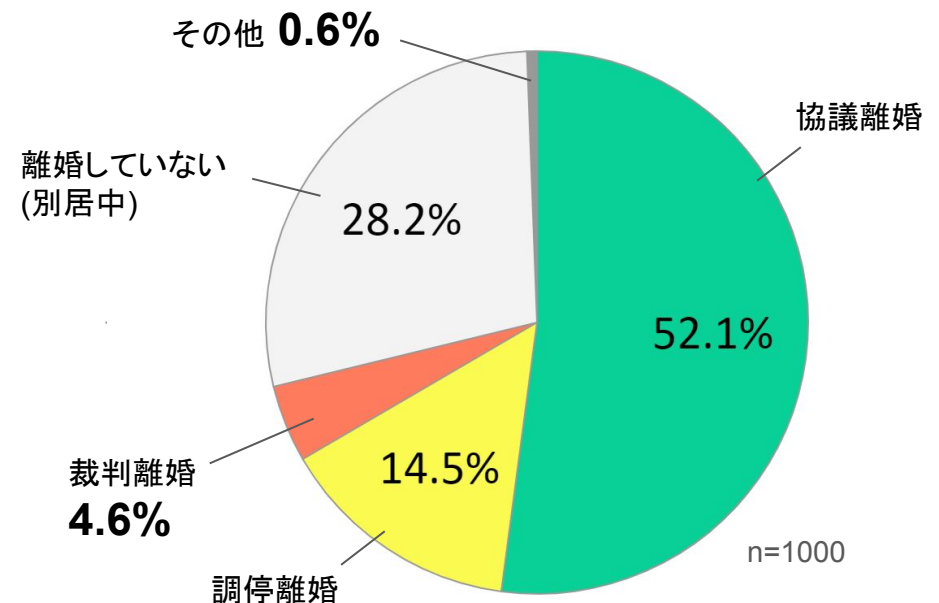
離婚済・別居中の区分については、「離婚経験者」71.8%、「離婚に向けて別居中」28.2%であった。

離婚手続きについては、「協議離婚」52.1%、「調停離婚」14.5%、「裁判離婚」4.6%、「離婚していない(別居中)」28.2%であった。

離婚済・別居中



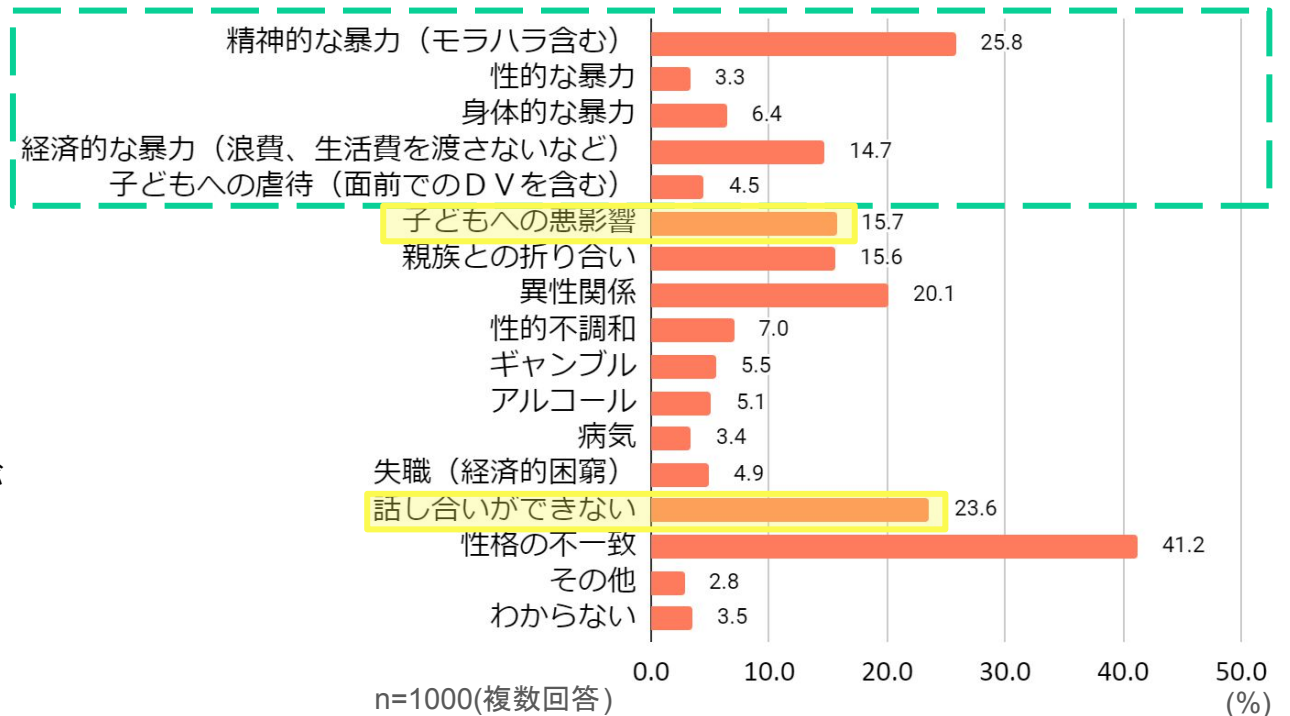
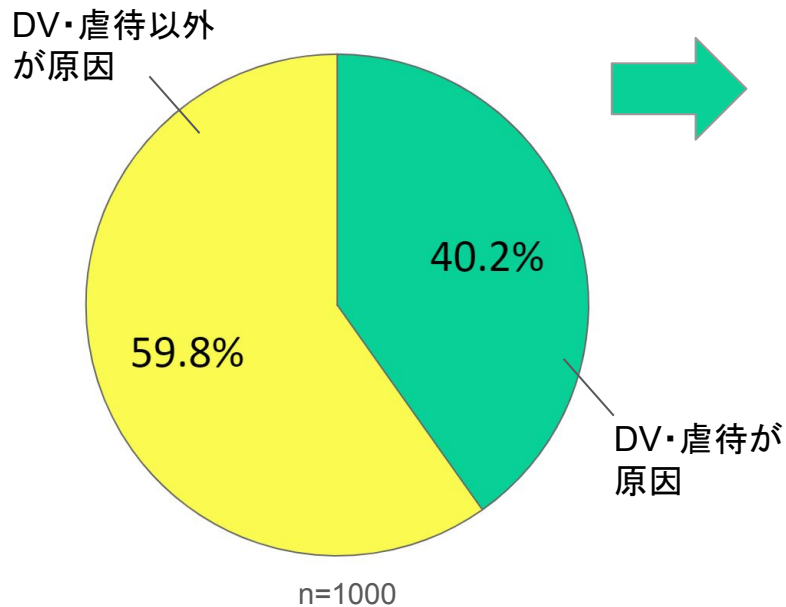
離婚手続きの種類



1. 別居・破綻の原因

DV・虐待にあたる選択肢を選んだ回答者は全体の40.2%であった。

また、「話し合いができない」は23.6%、「子どもへの悪影響」は15.7%であった（複数回答・3つまで）。婚姻中の時点から、子どもについての共同決定が困難だったことが推察される。



あなたが別居した原因（夫婦関係が破綻した原因）のうち、重要なものを3つまで選んでください。（複数回答）

1. 別居・破綻の原因 「話し合いができない」

- 子どもの育て方や日常の些細なことで毎日のように言い争いをしていた〔男性・別居親〕
- 子供の教育方針〔女性・別居親〕
- 将来に関して意見が合わなかった〔男性・同居親〕
- 会話が成り立たない〔男性・別居親〕
- 子供のことで話したいのに相談できない〔女性・同居親〕
- 何をしても喧嘩になる。〔男性・別居親〕
- 子供が非行に走ったことがあったが、関心が無く飲み会の相談を同僚としていた。〔女性・同居親〕
- 子供に関する相談ができない1人で育てているのと変わらないと感じた〔女性・同居親〕

(前問*で)回答した項目についてのエピソードを教えてください。

* 別居した原因(夫婦関係が破綻した原因)

1. 別居・破綻の原因 「子どもへの悪影響」

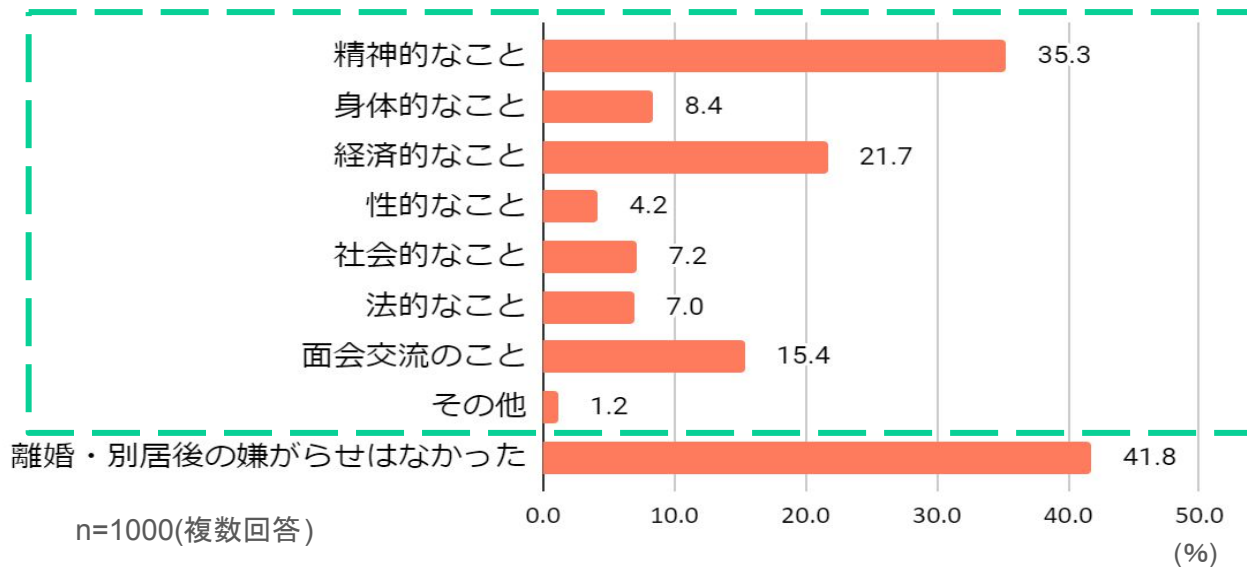
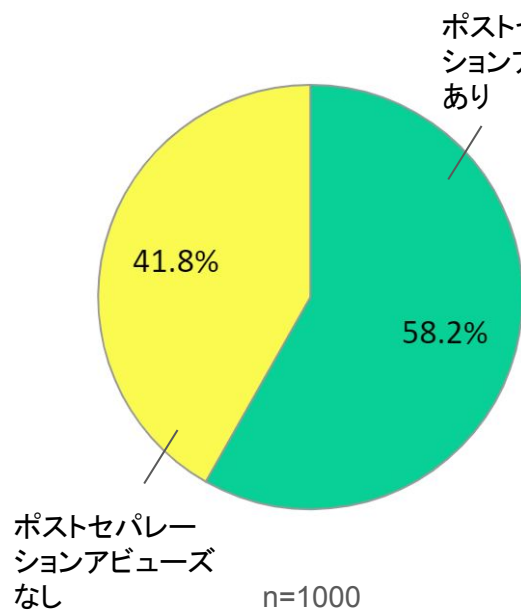
- 子供に無関心で世話をしない〔女性・同居親〕
- 子供に対して理不尽な接し方であった。〔女性・同居親〕
- 子供に対しての接し方、発言が子供にゆうべき事ではない。すぐ怒鳴りつける、怒り方が異常。〔女性・同居親〕
- 家の貯金、子供の貯金を使われていた〔女性・同居親〕
- 喧嘩が絶えず、子供に悪影響を及ぼす〔男性・同居親〕
- 家に帰った時に子供が泣いているのに放置していた〔男性・別居親〕
- 自分の意見が全部正しいと思ってるから、私の意見もこどもの意見も聞いてくれなくて、子供とも毎日喧嘩していてそれを見ているのも精神的にきつかった。〔女性・同居親〕
- 家事しない、育児しない、お金はお互い家に入れてるのにその状況。話あおうとしても見向きもせず〔女性・同居親〕

(前問*で)回答した項目についてのエピソードを教えてください。

* 別居した原因(夫婦関係が破綻した原因)

2. ポストセパレーションアビュース

回答者のうち58.2%がポストセパレーションアビュースの被害に遭っており、内容は「精神的なもの」35.3%、「経済的なもの」21.7%、「面会交流のこと」15.4%であった。

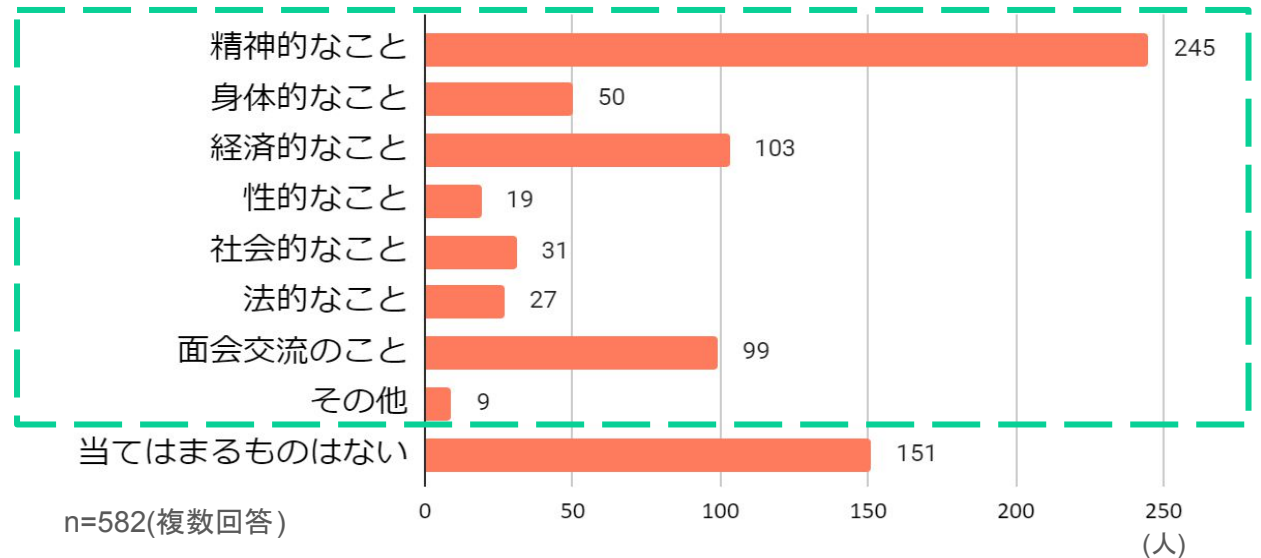
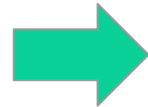
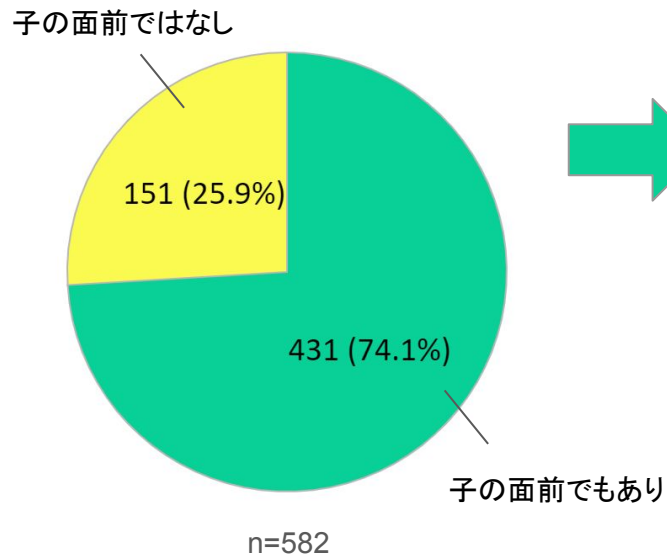


精神的なこと: 人格を否定する言動、不快な思いをする連絡、監視・つきまとい、養育費などの交換条件に不本意なことを要求など
身体的なこと: 殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなど
経済的なこと: 養育費不払い、仕事の妨害など
性的なこと: セクハラと感じる言動、性的な行為を強要されるなど
社会的なこと: 悪評を流す、個人情報さらす、学校への押しかけなど
法的なこと: 「訴える」と脅す、裁判所への不当な申立て、裁判での虚偽の主張など
面会交流のこと: 子どもの意思・体調・予定よりも自分を優先する、危ない目に遭わせるなど

離婚・別居をした後に、(元)配偶者からの「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などありましたか？当てはまるものを全て選んでください。(複数回答)

2. 子の面前でのポストセパレーションアビュース

ポストセパレーションアビュースに遭った582人のうち、子の面前でも経験したと回答した方は431人(74.1%)と高い水準であった。



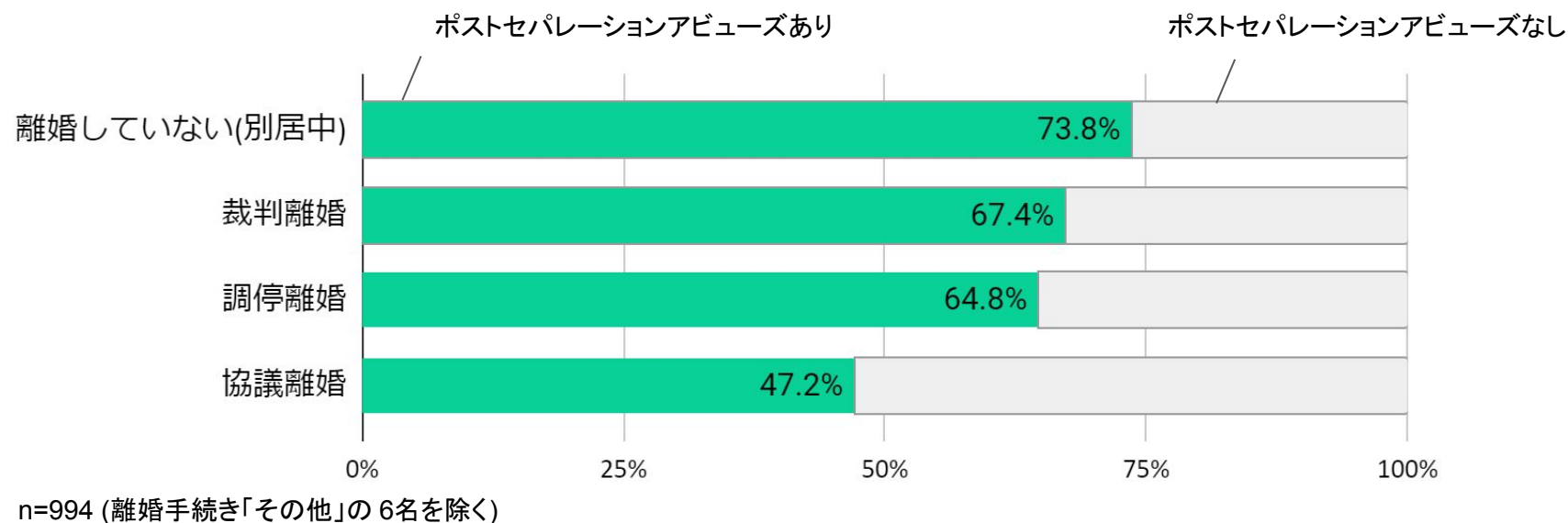
精神的なこと: 人格を否定する言動、不快な思いをする連絡、監視・つきまとい、養育費などの交換条件に不本意なことを要求など
身体的なこと: 殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなど
経済的なこと: 養育費不払い、仕事の妨害など
性的なこと: セクハラと感じる言動、性的な行為を強要されるなど
社会的なこと: 悪評を流す、個人情報さらす、学校への押しかけなど
法的なこと: 「訴える」と脅す、裁判所への不当な申立て、裁判での虚偽の主張など
面会交流のこと: 子どもの意思・体調・予定よりも自分を優先する、危ない目に遭わせるなど

前問で回答した「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などのうち、お子さんの前でされたものはありますか? 当てはまるものを全て選んでください。(複数回答)

2. ポストセパレーションアビューズ×離婚手続き類型

離婚手続き別にポストセパレーションアビューズを受けている割合をみると、「離婚していない(別居中)」が73.8%と最も高く、続いて「裁判離婚」が67.4%、「調停離婚」が64.8%であった。

「協議離婚」でも47.2%と半数近くに達し、協議離婚＝円満離婚でなく、アビューズが起きていることに留意が必要である。



離婚・別居をした後に、(元)配偶者からの「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などはありましたか？当てはまるものを全て選んでください。(複数回答)

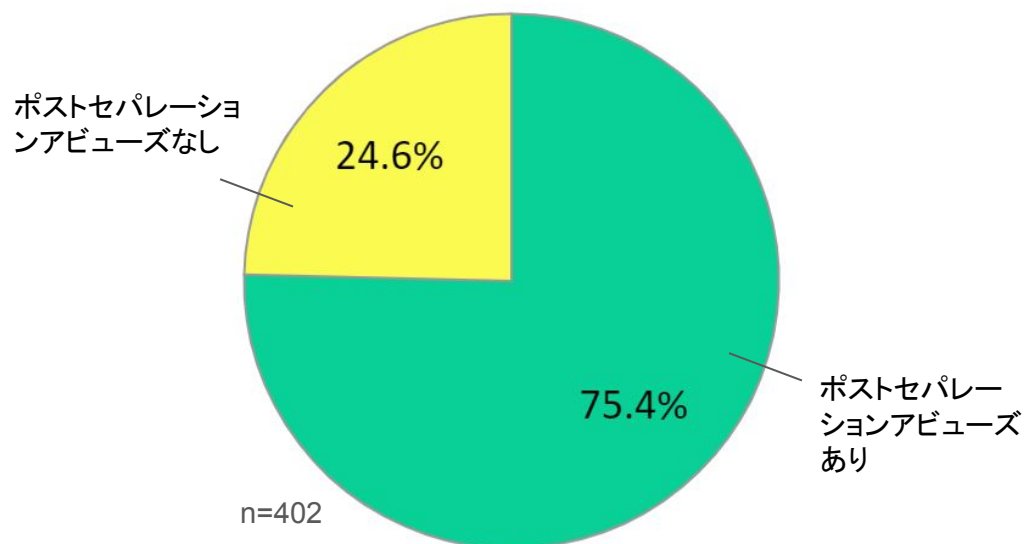
※設問「どのような手続きで離婚しましたか」とのクロス集計

2. ポストセパレーションアビュース×DV・虐待(1)

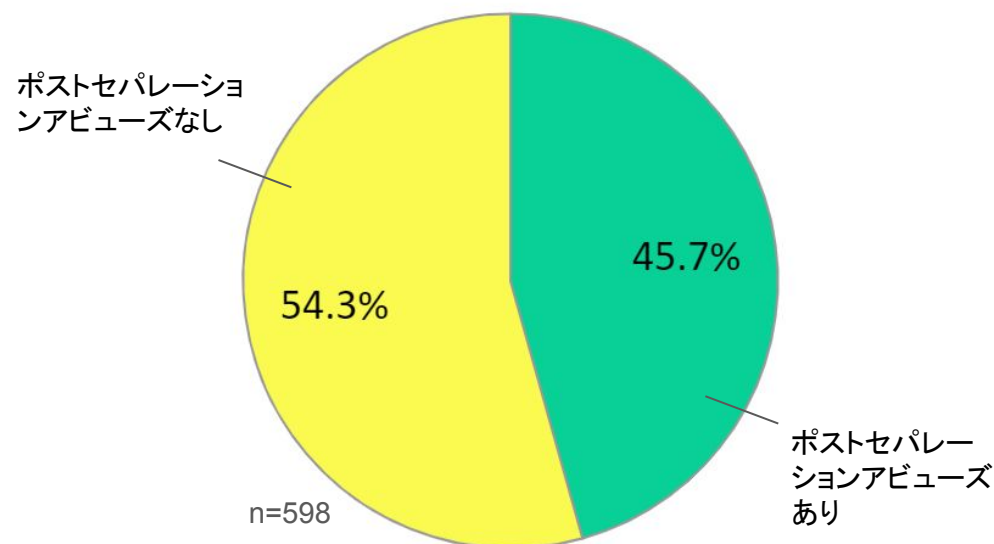
別居原因がDV・虐待であった層では、75.4%の割合で離別後もアビュースが継続している。

一方、離別原因がDV・虐待ではない層であっても、45.7%の割合で離別後からアビュースが起きている。

離別原因＝DV・虐待の層



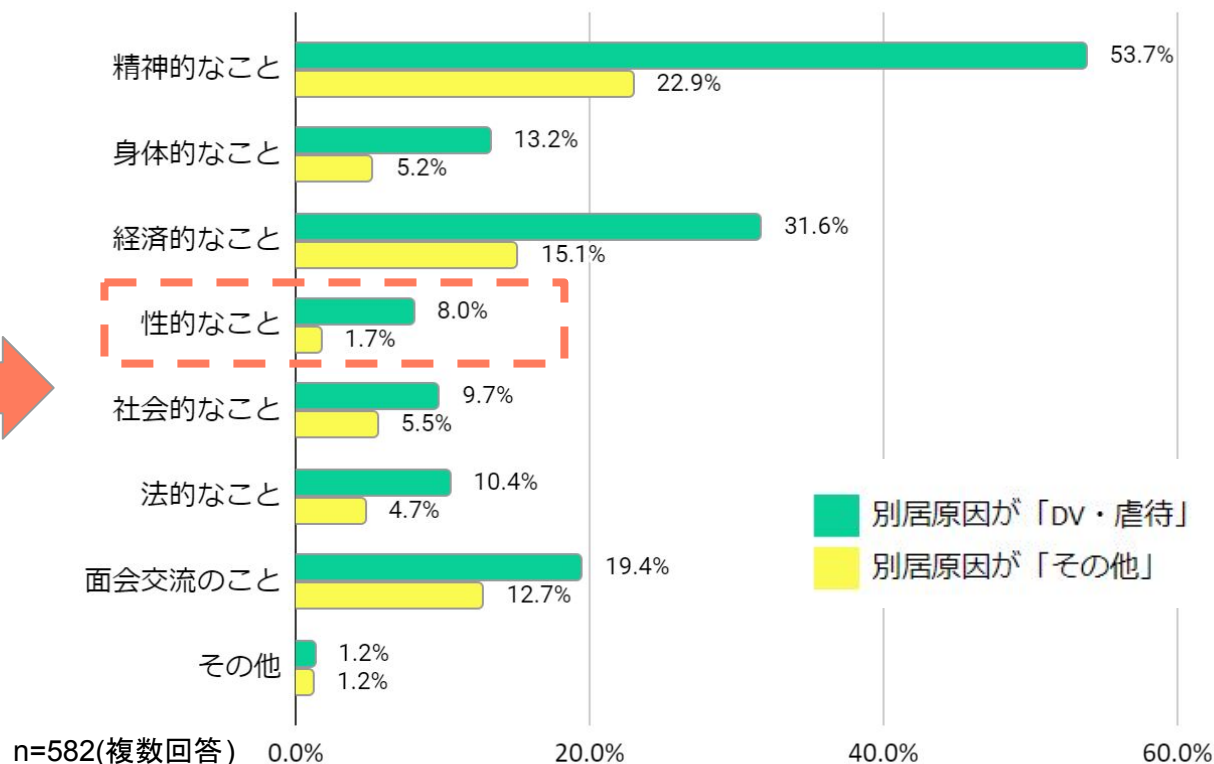
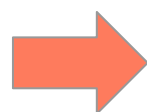
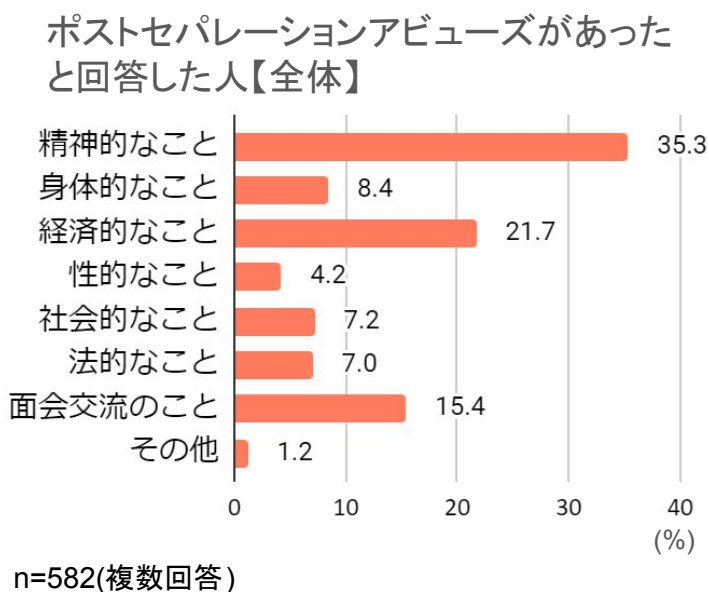
離別原因＝DV・虐待ではない層



離婚・別居をした後に、(元)配偶者からの「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などありましたか？当てはまるものを全て選んでください。(複数回答)

2. ポストセパレーションアビュース×DV・虐待(2)

別居原因がDV・虐待の層では「精神的なもの」53.7%、「経済的なもの」31.6%、「面会交流のこと」19.4%、等のアビュースがあった。
 離別原因がDVの層では、DVでなかった層の4.7倍も性被害が起きている。



離婚・別居をした後に、(元)配偶者からの「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などはありましたか？当てはまるものを全て選んでください。(複数回答)

2. ポストセパレーションアビュース 具体的な事例(1)

自由記述では、精神的DV、性的DV、経済DV、リーガルアビュースなど、具体的な事例が回答された。つらくて書けないとの声もあり。

- 申し訳ございません。思い出すと辛いです。〔女性・同居親〕
- 夜何度も電話がかかってきて怒号を浴びせられた〔女性・同居親〕
- 子どもがいる時に性的に求められたり、体を触られたり、別居しているのに合鍵を要求されていた。〔女性・同居親〕
- 裁判が長引き、終わる見込みがない。〔男性・同居親〕
- 養育費(本当に微々たる額ですが)1年間で半分も支払われず〔女性・同居親〕
- 子どもには会いたいが養育費を払いたく無い〔女性・同居親〕
- キャッシュカードの紛失届を出して、使えないようにしたため、養育費が受け取れなくなった。〔女性・同居親〕

(前問および前々問について)具体的なエピソードを教えてください。

* 離婚・別居をした後の(元)配偶者からの「嫌がらせ」。

また、そのうち、お子さんの前でされたもの。

2. ポストセパレーションアビューズ 具体的な事例(2)

子の面前でのアビューズの具体的な事例などが回答された。
子の重要事項を共同決定できる関係性ではないことがうかがえる。

- 自分の都合だけ押し付けて子供の都合を無視 学校休ませろとか〔男性・同居親〕
- 子供の学業最優先と取り決めをしていたが守られなかった為子供を巻き込んだ言い争いになった〔女性・同居親〕
- 子供が嫌だと言っているのに、それを行う。暴力ではないが、見ていて嫌だった。〔女性・同居親〕
- 子供が面会を拒否しても執拗に申し立てをしてくる〔女性・同居親〕
- コロナのワクチンを子供に受けさせるな。など〔女性・同居親〕
- 子どもが大泣きするから任せることができない〔女性・同居親〕
- 子どもの前で私に罵詈雑言を言う。子どもたちは怯えているのに構わず何度も私をこけおろす。〔女性・同居親〕

(前問および前々問について)具体的なエピソードを教えてください。

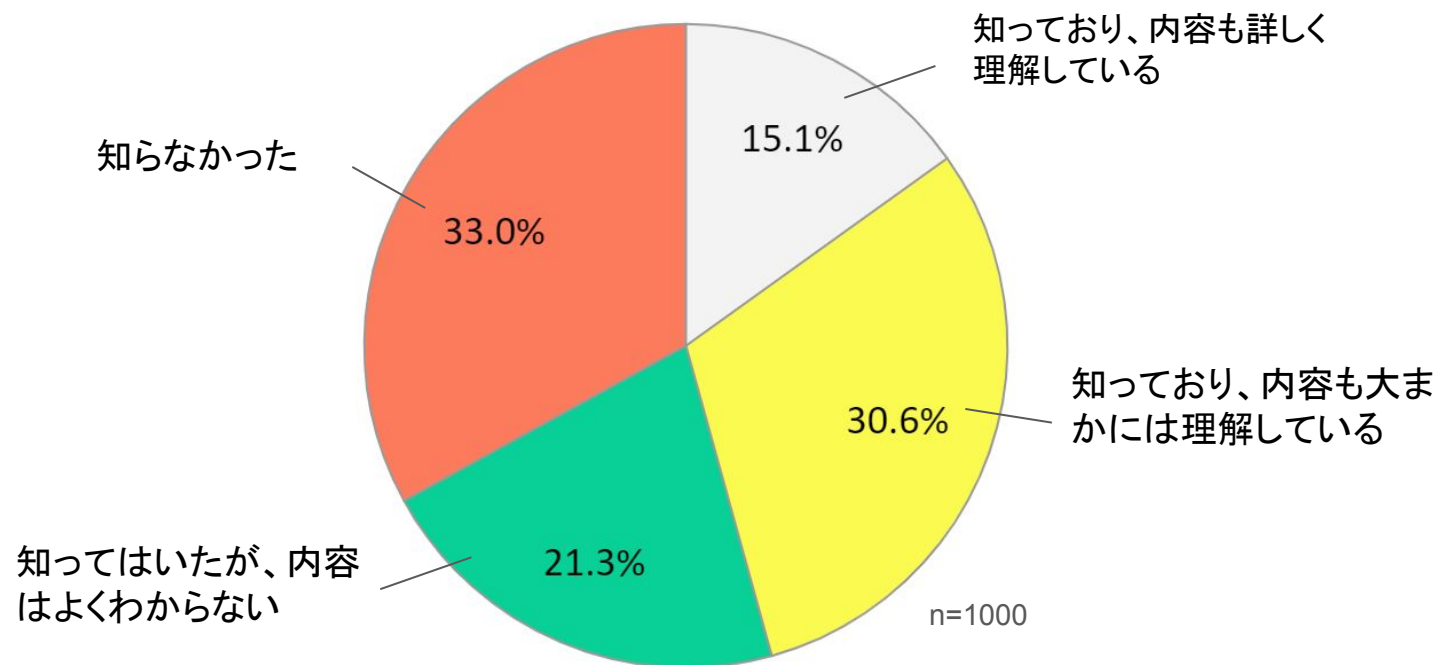
* 離婚・別居をした後の(元)配偶者からの「嫌がらせ」。

また、そのうち、お子さんの前でされたもの。

3. 「共同親権法案」の認知度

当事者でも共同親権法案の認知は低く、「知らなかった」33.0%、「内容はよくわからない」21.3%を合わせて過半数にのぼる。

なお、「詳しく理解」「大まかに理解」との回答者でも、法案の理解度に疑問のある自由記述が散見された(自由に面会交流できるとの誤解など)。

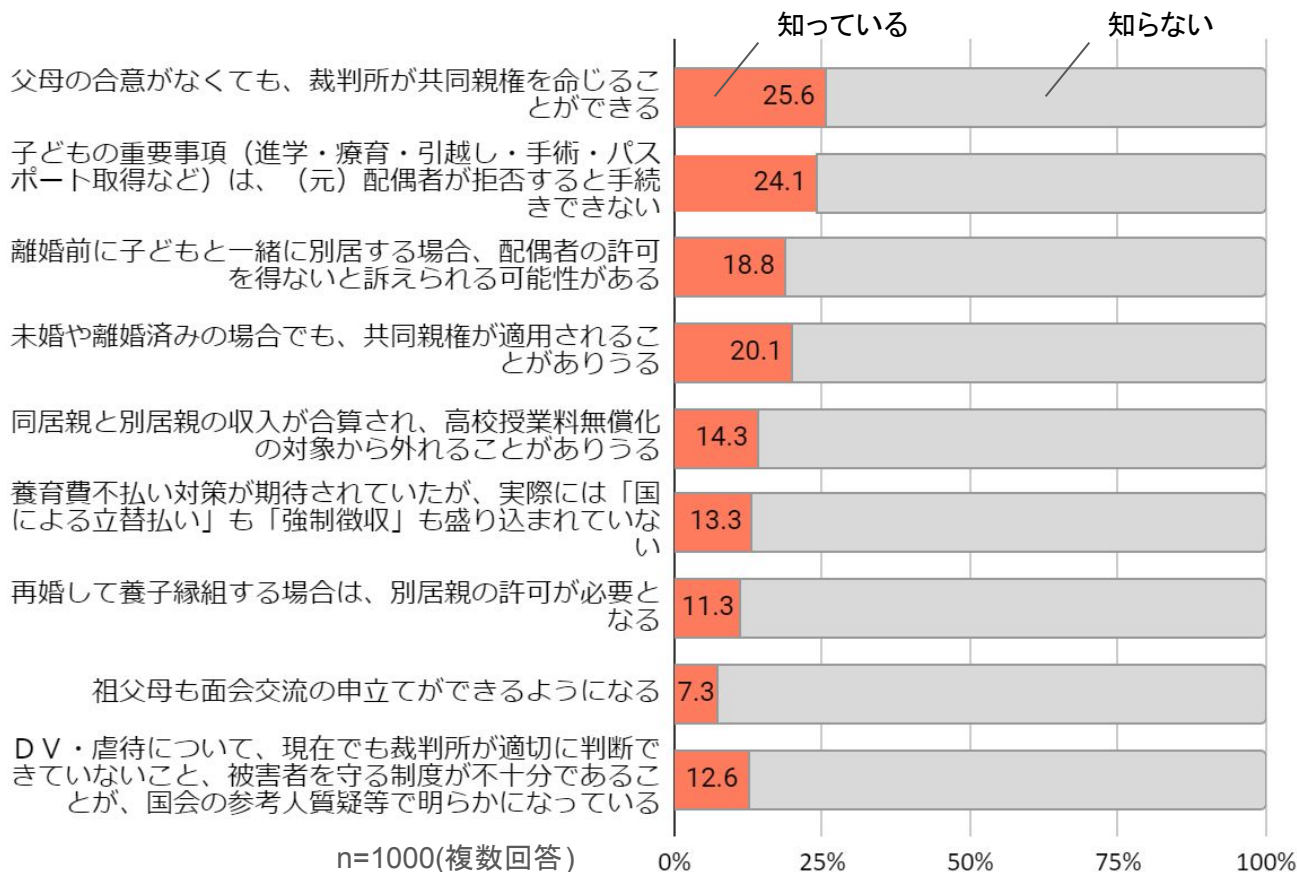
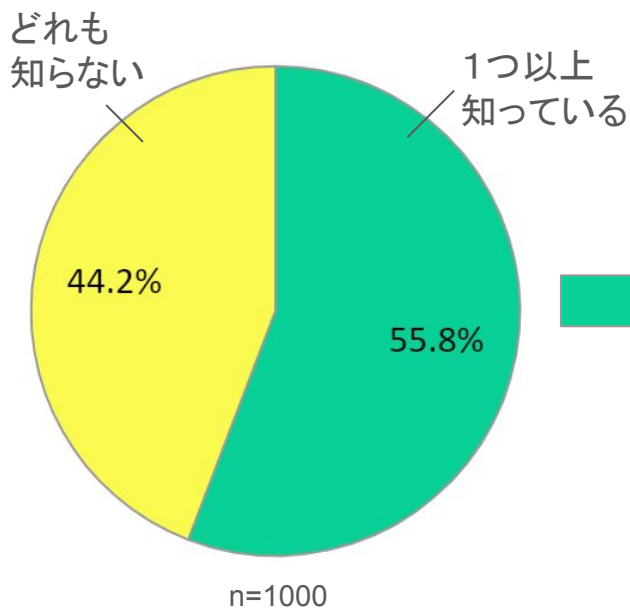


離婚後共同親権導入を柱とした民法改正案(共同親権法案)が、現在、国会で審議されていることをご存じでしたか? 近いものを選んでください。(単一回答)

3. 「共同親権法案」の理解度

提示した9つの事項について、1つも知らない人が44.2%に達し、当事者にも法案の内容や問題点が知られていないことが確認された。

「未婚や離婚済みの場合でも適用されることがありうる」ことを知っていた人は20.1%にとどまった。

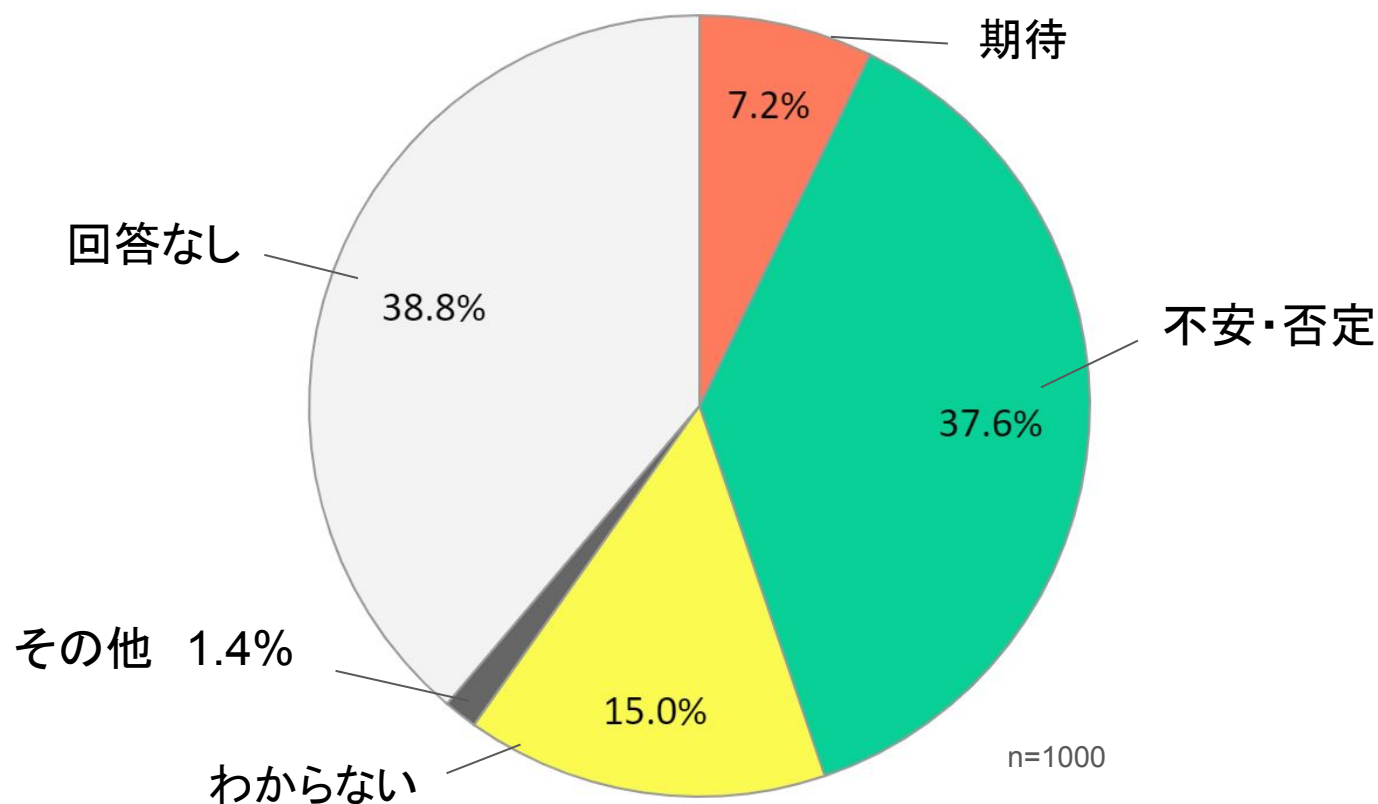


現在、国会で「共同親権法案」が審議されています。法案の内容や問題点として、あなたご存じのものを全て選んでください。(複数回答)

3. 「共同親権法案」についての期待や不安

自由記述を分類したところ「回答なし」38.8%、「わからない」15.0%を合わせ過半数となり、この設問からも認知・理解の低さがうかがえる。

「期待」はわずか7.2%にとどまる一方で、「不安・否定」が37.6%であり、「不安が期待の約5倍」という結果となった。



「共同親権法案」についての期待や不安を教えてください

3. 「共同親権法案」についての期待

「連れ去り防止」「女性優位の見直し」などの期待があげられた。「いいと思う」「子供は大切」など、抽象的な短文のコメントが多かった。

- 男性不利がなくなることを期待〔男性・同居親〕
- 子供の親権が欲しい〔男性・別居親〕
- 戸籍上でも父親に早くなりたい〔男性・別居親〕
- 片方の親による連れ去りを防止できる〔男性・別居親〕
- (略)先に子供を連れ去ったものが親権者として適しているという日本のクソみたいな法律を無くして欲しい。同意なくパートナーの子供を連れ去った場合は重罪にするべき。〔男性・別居親〕
- 一方的に親権を女性側に取られるのは未だに納得がいかない。多少の不法行為があっても女性が親権を取れるのは今の世の中がおかしいと思う。〔男性・別居親〕
- 円満になれる〔女性・同居親〕
- 自分の場合は共同である必要がない気がするが、選択肢が増えるのはよいと思う〔女性・同居親〕

3. 「共同親権法案」についての不安(1)

「不安」では共同親権法案の内容について具体的な懸念が多くあげられていた。

- 共同と言いつつも、結局どちらかの親に負担がかかりそう〔女性・同居親〕
- 取り決めた調停が無効になるかもしれないことが含まれていること〔男性・同居親〕
- お金をかけて裁判までしたのに まして 養育費も払ってないから絶対無理だし 納得はいかない〔男性・同居親〕
- 期待なんか1ミリもない。精神的暴力は見た目に見えない。どんな過去があるかも知らない国が決めて良い事ではない。(略)〔女性・同居親〕
- 共同親権になると子と暮らす元妻(夫)へ嫌がらせをしようと思えばそれを利用して出来てしまうので、自分が既に離婚するまで嫌がらせをされてきたのでそうなるのでは無いかと不安。親としての義務(育児をする、養育にかかるお金を出す等)を全て放棄しても親の権利(面会等)が主張され通ってしまうので理不尽だと思う。〔女性・同居親〕

3. 「共同親権法案」についての不安(2)

- 離婚した背景は夫婦の数があるだけ様々だと思う。離婚後に不自由がある中でも子どもと平和に暮らしているのに今更、協力的でない人から共同親権を希望されても正直納得できない。離婚して10年以上も経っているのにまたやり取りしないといけないのかと思うと苦痛でしかない。色々な事情を配慮してもらえるのだろうか、守られるべき人達に手は差し伸べられるのか不安なことがたくさんある。〔女性・同居親〕
- 家庭裁判所が正しく虐待や面前DVを判断することができるか不安。実際に現在審理中の私の裁判では、家庭裁判所の裁判官が、夫から私や子ども達への暴力は一切認定せず(具体的な音声や写真、診断書等を提出済み)、夫に監護権を認定したため、高等裁判所に即時抗告をした結果、高等裁判所は私が提出した暴力の証拠をほぼ全て認め、原審の判断を取り消した上で、家庭裁判所に差戻しとなっている。(現在、差戻審で審理中)〔女性・同居親〕

3. 「共同親権法案」についての不安(3)

- 子どもが自由にいきたい高校を選べなくなる可能性が高い。夫はある程度の偏差値を有していないと入れない高校でなければ行く意味がないなどというし、収入が合算されてしまえば絶対に私の収入だけでは私立高校には行かせてあげられない。何かにつけて裁判だ、訴訟だ、などと言って、自分の支配を継続する道具にするとか思えない。子どものためにならない。共同で子育てができず、話し合いにもならないため、離婚するのである。子どもを通しての支配から逃れられない。〔女性・同居親〕
- 共同親権にできるような離婚のところはそんな法律がなくても、離婚後うまくやっていると思う。連絡も取り合いたくないような離婚の場合に共同親権の話し合いまでついてくるとなるとうんざりする。法律の意味がわからない。無駄だと感じる。〔女性・同居親〕

3. 「共同親権法案」についての不安(4)

- 期待することは一切ない。まず第一に子どもが会いたくないと言っている人に会う権利は与えたくない。親権が取れないなら、手当がもらえないので、今後の面会を一切したくないと言ひ、子どもに危害を加えるような発言をし、養育費も一切払わず、子どもはお金をもらうだけの道具くらいにしか思っていない人に親権をもたせることは、殺人者に殺人の道具と機会を与えるのと同じくらいやっではいけないことだと思ひ。「女性・同居親」
- 離婚はどれもこれもケースバイケースで、特にこどもがいるといたないとは、泥沼化の様子全然変わってくる。常識が通用する親ばかりではないので、そこにルールを設けてしまうと、イレギュラーなひとたちは、自分を守る手立てがなくなってしまう。ひとつひとつに真摯に対策を練るべきだと考える。「男性・同居親」

【まとめ】離婚の現実は甘くない

1. 離婚した夫婦は、対等な関係性がない

- 離別後にもDV・虐待が継続している実態、離別原因がDV・虐待でないケースでも離別後にアブユーズが起きている実態が明らかになった。
- 協議離婚は当事者任せであり、「離婚したければ共同親権に」と迫られ、真意でないのに共同親権を「選択」させられる事態が懸念される。

2. そもそも「話し合いができない」「子に悪影響」だから離婚している

- 離婚した元夫婦は、婚姻中共同親権の時点で「話し合いができない」「子に悪影響」であるから別れている、というのが実態である。
- 離婚後共同親権を導入すれば、子の重要事項について適時適切な意思決定ができず、子の不利益となる可能性が極めて高い。

3. 共同親権法案について、当事者ですら認知・理解が低く、誤解も多い

- 自由記述の分析では「期待」はわずか7.2%に過ぎず、“不安が期待の約5倍”であった。国会審議を経ても、何ら不安は解消されていない。

【私たちの主張】 #共同親権を廃案に

共同親権法案は、これまでの国会審議でも数多くの問題が明らかになっている。特に「非合意・強制」「急迫の事情」「監護者指定」の3点について修正せず採決することは、「良識の府」たる参議院として到底ありえないことである。

- 1. 父母が合意できない場合に、共同親権としてはならない**
ポストセパレーションアビューズの温床となり、子の利益を害する
- 2. 「急迫の事情」との文言を修正すべきである**
暴力からの避難が困難になり、子の利益を害する
- 3. 監護者指定を必須とすべきである**
父母それぞれが親権を単独行使することにより、子の利益を害する

私たちは、引き続き、共同親権法案の廃案を求めていく。